

議決した議案

本会議で賛否の分かれた議案については◆印で表示し、賛成、反対それぞれの会派名を記載しています。

可決・認定・同意したものの

★区長提出議案

◆令和2年度練馬区一般会計

歳入歳出決算

〔賛成〕
自民党 公明党
練馬会議 立憲民主
蒼風会

〔反対〕
インクル 共産党
オンブズ

◆令和2年度練馬区介護保険
会計歳入歳出決算

◆令和2年度練馬区後期高齢
者医療会計歳入歳出決算

右3件の賛否は次のとおり
です。
〔賛成〕
自民党 公明党
練馬会議 立憲民主
オンブズ 蒼風会

〔反対〕
インクル 共産党

◆令和2年度練馬区国民健康
保険事業会計歳入歳出決算

◆令和2年度練馬区公共駐車
場会計歳入歳出決算



本 会 議

◆練馬区行政手続における特
定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用お
よび特定個人情報の提供に
関する条例の一部を改正す
る条例

◆練馬区立小学校および中学
校の学校医、学校歯科医な
らびに学校薬剤師の公務災
害補償に関する条例の一部
を改正する条例

「行政手続における特定の
個人を識別するための番号
の利用等に関する法律」の
一部改正に伴い、同法の規
定と重複する特定個人情報
を削る等、規定の整備を行
う。また、庁内連携を行う
事務および特定個人情報の
追加を行う。

「都立学校の学校医、学校
歯科医及び学校薬剤師の公
務災害補償に関する条例」
の一部改正に伴い、介護補
償の限度額について都との
均衡を図るため、額を引き
上げる。

◆練馬区個人情報保護条例の
一部を改正する条例

◆特別区道路線の廃止および
認定について

「行政手続における特定の
個人を識別するための番号
の利用等に関する法律」の
一部改正に伴い、条例で引
用している同法の規定が号
ずれしたこと等から、規定
の整備を行う。

◆橋梁下部工工事（練馬区画
街路第1号線）請負契約
（一部変更）

◆練馬区立区民農園条例の一
部を改正する条例

◆令和3年度練馬区一般会計
補正予算（第2号）

土支田二丁目区民農園（土
支田2-32）を新設する。
◆令和3年度練馬区国民健康
保険事業会計補正予算

◆令和3年度練馬区介護保険
会計補正予算

国が定める旅館業における
衛生等管理要領の改正に伴
い、構造設備基準の追加等
を行う。

◆令和3年度練馬区一般会計
補正予算（第3号）

◆練馬区公衆浴場法施行条例
の一部を改正する条例

◆令和3年度練馬区一般会計
補正予算（第3号）

国が定める公衆浴場におけ
る衛生等管理要領の改正に
伴い、構造設備基準の追加等
を行う。

◆令和3年度練馬区一般会計
補正予算（第3号）

◆令和3年度練馬区一般会計
補正予算（第3号）

◆令和3年度練馬区一般会計
補正予算（第3号）

◆令和3年度練馬区一般会計
補正予算（第3号）

◆令和3年度練馬区一般会計
補正予算（第3号）

◆練馬区監査委員選任の同意
について

横野茂氏を選任することに
同意を求める。

〔賛成〕
自民党 公明党
練馬会議 立憲民主
蒼風会

〔反対〕
インクル 共産党
オンブズ

★議員提出議案

◆北朝鮮のミサイル発射に断
固抗議する決議

◆出産育児一時金の増額を求
める意見書

◆固定資産税及び都市計画税
の軽減措置等の継続を求め
る意見書

★委員会提出議案

◆固定資産税及び都市計画税
の軽減措置等の継続を求め
る意見書

◆固定資産税及び都市計画税
の軽減措置等の継続を求め
る意見書

結果のでた
陳 情

採 択

◆陳情第98号 就労継続支援
事業所における工賃の改善
を求めることについて

◆陳情第109号・第110号 固定
資産税及び都市計画税の軽
減措置の継続についての意
見書の提出について

◆陳情第29号（仮称）旭町
三丁目計画によるマンション
建築について

◆陳情第52号 石神井町二丁
目農地跡に公園整備を求め
ることについて

「ねりま区議会のしおり」 を配布しています



区議会の仕組みや
仕事をはじめ、請願
・陳情の書き方など
も掲載しています。
ぜひ、ご利用くだ
さい。

配布場所

議会事務局（区役所西庁舎5階）、
区役所本庁舎1階、各区民事務所、
地域集会所、図書館 など

陳情の要旨は、区議会ホーム
ページでご覧いただけます。

決 議

第三回定例会で可決しました。

●北朝鮮のミサイル発射に断固抗議する決議

本年9月15日午後0時32分及び0時37分頃、北朝鮮が日本海に向
けて弾道ミサイル2発を発射し、日本海上の我が国の排他的経済水
域に着水したものと推定されている。

我が国をはじめとする国際社会が、北朝鮮に対し再三にわたり強
くミサイル発射の自制を求めてきたにもかかわらず、発射を強行し、
我が国の排他的経済水域に着水したことは、我が国のみならず東ア
ジア地域全体の平和と安定を損なう行為であり、許しがたい暴挙で
ある。

今回のミサイル発射が、弾道ミサイル技術を使用したいかなる発
射も行わないことを北朝鮮に義務付けた国連安全保障理事会決議や、
日朝平壤宣言にも違反することは明らかである。

よって、本区議会は、北朝鮮のミサイル発射に対して嚴重に抗議
するとともに、国連安全保障理事会決議に違反する行為を今後行わ
ないよう強く求めることをここに表明する。

以上、決議する。

令和3年9月17日

練馬区議会